

詐欺等の金融犯罪にご注意ください。

保険会社において、保険料等の名目や架空の投資話により、個人名義等の口座に金員を振り込ませたり、私製領収証等を用いたりして、金員を詐取する事案が発生しています。また、その他にも、さまざまな金融犯罪も発生しております。

お客さまが被害に遭われることがないように、ご留意事項のほか、各種犯罪手口等をまとめました。くれぐれもご注意下さいますようお願いいたします。

<ご留意いただきたい事項>

- 当社社員、代理店が保険料や契約者貸付金の返済金等のお振込みに関して、当社名義以外の口座をご案内することはございません。
- お客さまから当社の社員・代理店が保険料等として現金・小切手を受領する場合には、必ず当社所定の保険料領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）をお渡しします。
※市販の領収証や名刺等を用いて、現金・小切手を受領することは一切ございません。
- 当社社員・代理店が、契約者貸付金の返済金等を現金・小切手等でお預かりすることは一切ございません。
- 当社では、一部のお客さまに限定された特別な保険商品や投資商品をご案内することはございません。
- 当社社員、代理店がお客さま名義の預金通帳等をお預かりしたり、口座管理を受託することは一切ございません。
- 当社では、ご契約いただいた後、保険証券を当社より直接ご契約者さまに郵送しております。また、年1回「ご契約内容のお知らせ」のほか、各種変更等の手続き実施後の通知文書は、全てご契約者さま住所に直送しており、社員・代理店からお渡しすることはございません。
- 次のような場合は、下記「お客さまサービスセンター」までご連絡ください。

- ・保険料等をお支払いいただいた際、証明として市販領収証や名刺等を受け取った場合
- ・保険料をお支払いいただいたにも関わらず、当社所定の領収証が発行されていない場合
※口座振替払、クレジットカード払、お客さまが金融機関やコンビニエンスストアの店頭で当社名義の所定口座に直接お振込みいただく場合は保険料領収証を発行していません。
- ・保険料領収証の「保険契約者」、「保険料」、「領収日」が未記載または訂正されている場合
- ・保険料領収証の「保険契約者」、「保険料」、「領収日」がカーボン複写でない場合
- ・ご契約後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合
- ・保険証券および保険料領収証の表示内容が、お申込みいただいた内容と異なる場合
- ・保険証券に表示された保険料のお支払方法（月払／半年払／年払など）が、お申込内容と異なる場合
- ・年1回「ご契約内容のお知らせ」が届かない場合
- ・ご契約内容の変更手続き後、当社から「手続き完了のお知らせ」等が届かない場合
- ・保険料をお支払いいただいたにも関わらず、立替・失効の通知書が届いた場合
- ・解約をした覚えがないのに、解約通知が届いた場合
- ・契約者貸付した覚えがないのに、契約者貸付金の「お手続き完了のお知らせ」が届いた場合
- ・契約者貸付金を（一部）返済したのに「契約者貸付残高のご案内(お知らせ)」が届かない場合
- ・解約返戻金や満期保険金、契約者貸付金が入金されない場合
- ・保険金請求書をご提出いただいたにも関わらず、長期間振込・連絡がない場合

<お問い合わせ先> お客さまサービスセンター

電話：0120-324-386（無料、携帯電話からもご利用いただけます）

受付時間：月～金 9時～18時 / 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除きます）

<その他の金融犯罪事例>

さまざまな金融犯罪が発生しております。

当社社員、当社代理店が、以下のようなご案内等を行うことはございません。

不審な点がございましたら、当社「お客さまサービスセンター」までご連絡下さい。

1. 架空の金融商品への投資話等を持ち掛けられ、現金等をだまし取られる事例

金融商品詐欺	実在しない高金利の金融商品や価値が全くない未公開株、高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る手口。
--------	--

2. 金融機関を装った電子メールにより、暗証番号（パスワード）などの重要情報を詐取する事例

フィッシング詐欺	金融機関等を装って電子メールを送付し、電子メールを受信されたお客さまをその金融機関とはまったく関係のない虚偽のホームページにアクセスさせ、暗証番号（パスワード）などの重要な情報を入力させることにより、個人情報を取得する手口。
----------	--

3. 振込等を指示されて、現金等をだまし取られる事例

オレオレ詐欺	親族等を名乗り、「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る（脅し取る）手口。
架空請求詐欺	有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやハガキ（封書）で知らせ、金銭等をだまし取る手口。
還付金等詐欺	医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って、被害者に ATM を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口。
融資保証金詐欺	実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「保証金が必要です」などと言って金銭等をだまし取る手口。

4. 不正な手段により現金を引出される事例

キャッシュカード詐欺盗（窃盗）	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言って、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る手口。
預貯金詐欺	警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」と言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る手口。
インターネットバンキングによる不正引き出し	インターネットバンキングの ID やパスワード等の認証情報を詐取し、本人の預金口座から資金を移動させる手口。

以上